

**最近の判例から**

(15)

**租税特別措置の誤った説明**

(大阪地判 平一〇・一一・二六 判タ一〇〇〇一九〇)

伊藤 隆之

土地の売買において、租税特別措置法の優遇措置を受けられないので、業者が誤解して受けられると説明したため、売主がこれを信じて売却したところ、追加納税を余儀なくされた事案において、業者に契約締結上の過失があり、不法行為に基づく損害賠償を認めた事例(大阪地裁 平成一〇年一月二六日判決控訴 判例タイムズ一〇〇〇号二九〇頁)。

**一 事案の概要**

業者Yは、平成六年、Xに対し、その所有地(九二七・〇四m<sup>2</sup>)を共同開発すれば、租税特別措置法二条の二第二項第九号(優良宅地造成)の優遇措置を受けることができ、うち四三六・二〇m<sup>2</sup>をYに売却すれば、資金負担なしに住宅建替、賃貸住宅建築費用等賄うことができると説明し、本件土地(四三六・二〇m<sup>2</sup>)の売買契約(代金一億五五六万円)

土地の売買において、租税特別措置法の優遇措置を受けられないので、業者が誤解して受けられると説明したため、売主がこれを信じて売却したところ、追加納税を余儀なくされた事案において、業者に契約締結上の過失があり、不法行為に基づく損害賠償を認めた事例(大阪地裁 平成一〇年一月二六日判決控訴 判例タイムズ一〇〇〇号二九〇頁)。

**二 判決の要旨**

これに対し、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 本件売買契約において、本件優遇措置の適用の可否は重要な要素になつており、Yは本件優遇措置の趣旨、適用要件について正しく説明すべき信義則上の義務がある。

(2) しかるに、Yは、本件優遇措置を受ける

及び賃貸住宅等の建築請負契約を締結した。平成七年三月、Xが確定申告したところ、本件土地は同号イで定める五〇〇m<sup>2</sup>に充たず、優遇措置を受けられないことが判明し、Xは、国税及び地方税を追加納付することとなつた。

Xは、Yに対し、損害賠償を求めた。

**三 まとめ**

類似のものとしては、等価交換方式の誤つた説明をしたものについて、契約締結上の過失があるとして、不法行為責任を認めたもの(東京高判平一〇・四・一二二判時一六四六一七一)、法改正について誤った説明をしたものについて、要素の錯誤を認めたもの(名古屋地判昭五八・六・二八判タ五〇八一一八二)等がある。

租税負担が高額になつてゐる今日、優遇措置の適用については、よく調査をした上で説明をしないと、厳しい責任を問われることになる。留意すべきである。

えば、五〇〇m<sup>2</sup>未満でも優遇措置を受けられると誤解し、その旨Xに説明して誤信させ、売買に応じさせ、Xに損害を被らせたから、Yには契約締結上の過失があり、Xに対し不法行為に基づく損害賠償を負う。